



沖縄県子ども未来部 子育て支援課 保育指導班

認可外保育施設指導監督基準等について

本日の 次第

- 1 指導監督基準について
レジメ3～
- 2 立入調査について
レジメ10～
- 3 お知らせ
レジメ53～

1 指導監督基準について

認可外保育施設に関する法令関係図



児童福祉法における認可外保育施設関連の規定

児童福祉法

児童福祉法施行規則

第一章 総則

- 第1条〔児童の権利〕
- 第2条〔国民等の責務〕
- 第3条〔福祉保障の原理〕
- 第一節 国及び地方公共団体の責務
- 第二節 定義

- 第6条の3〔事業〕
 - “ 第9項（家庭的保育事業）
 - “ 第10項（小規模保育事業）
 - “ 第11項（居宅訪問型保育事業）
 - “ 第12項（事業所内保育事業）

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

第39条〔保育所〕

第七章 雑則

- 第59条〔立入調査〕
- 第59条の2〔認可外保育施設の届出〕
- 第59条の2の2〔サービス内容の提示等〕
- 第59条の2の3〔契約内容等の説明〕
- 第59条の2の4〔契約時の書面交付〕
- 第59条の2の5〔報告等〕
- 第59条の2の6〔市町村長への協力要請〕

第八章 罰則

- 第61条の4（事業停止又は施設閉鎖命令違反）
- 第62条第2項第6号（報告違反等）
- 第62条の5（過料）（設置等届出違反）

第四章

- 第49条〔証書の様式〕
- 第49条の2〔内閣府令で定める施設〕
- 第49条の3〔認可外保育施設の届出〕
- 第49条の4〔届出事項の変更〕
- 第49条の5〔サービス内容の提示等〕
- 第49条の6〔契約時の書面交付〕
- 第49条の7〔報告〕
- 第49条の7の2〔認可外保育施設の事故防止〕

認可外保育施設指導監督指針

- 第1 総則
- 第2 通常の指導監督
- 第3 問題を有すると認められる場合の指導監督
- 第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令
- 第5 緊急時の対応
- 第6 情報提供
- 第7 雑則

認可外保育施設指導監督基準

- 第1 保育に従事する者の数及び資格
- 第2 保育室等の構造、設備及び面積
- 第3 非常災害に対する措置
- 第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 第5 保育内容
- 第6 給食
- 第7 健康管理・安全確保
- 第8 利用者への情報提供
- 第9 備える帳簿等

5

指導監督基準について

▶ 児童福祉法の一部改正（昭和56年6月15日法律第87号）

いわゆるベビーホテル等の無認可の児童福祉施設の中には安全面等について問題のあるものがみられることから、これらに対する規制を強化するため、**無認可の児童福祉施設に対する厚生大臣及び都道府県知事の報告徴収及び立入調査の権限を設ける等児童福祉法の規定の整備**を行った。

より効果的な指導監督の実施

▶ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付雇児発第177号）（通知） 「認可外保育施設指導監督の指針」「指導監督基準」の策定

【この指針の目的及び趣旨】

• この指針は、児童福祉法（以下「法」とい。）等に基づき、認可外保育施設について、**適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるもの**であること。

• なお、本指針は、**児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのもの**であり、別添の認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たすことが望ましいものであること。

【指導監督基準】

• 第1「保育に従事する者の数及び資格」、第2「保育室等の構造設備及び面積」、第3「非常災害に対する措置」、第4「保育室を2階以上に設ける場合の条件」、第5「保育内容」、第6「給食」、第7「健康管理及び安全確保」、第8「利用者への情報提供」、第9「備える帳簿」

6

沖縄県認可外保育施設指導監督要綱

沖縄県認可外保育施設指導監督基準

- 第1 総則
 - 1 目的
 - 2 認可外保育施設の定義
 - 3 指導監督基準
 - 4 認可外保育施設の把握、届出及び事前指導等

第2 通常の指導監督

- 1 通則
- 2 報告徴収
- 3 立入調査

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督

- 1 通則
- 2 改善指導
- 3 改善勧告
- 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

第4 情報提供

- 1 市町村長等に対する情報提供
- 2 県民への情報提供
- 3 認可外保育施設制度の周知
- 4 認可外保育施設が行う情報提供

第5 雑則

- 1 認可外保育施設指導監督実施要領の制定
- 2 市町村長の協力

- 1 保育に従事する者の数及び資格
 - ・保育従事者数の配置及び保有資格者数
- 2 保育室等の構造、設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
 - ・非常災害に必要な設備
 - ・非常災害に対する具体的計画の策定
 - ・定期的な訓練の実施
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 5 保育内容
 - ・保育の内容
 - ・保育従事者の保育姿勢
 - ・保護者との連絡等
- 6 給食
 - ・衛生管理の状況
 - ・食事内容等の状況
- 7 健康管理・安全確保
 - ・児童の健康状態の観察、発育チェック
 - ・児童、職員健康診断
 - ・医薬品等の整備
 - ・感染症への対応
 - ・乳幼児突然死症候群に対する注意
 - ・安全確保
- 8 利用者への情報提供
 - ・サービス内容の揭示、公表
 - ・利用者への契約内容等の説明
 - ・指導監督基準を満たす証明書の揭示
- 9 備える帳簿等
 - ・職員、児童、施設に関する書類

（メモ）
国の基準をより
具体化したもの

7

認可外保育施設「設置届出」等の必要な施設

右の施設において、児童福祉法第34条の15第2項等の「認可」を受けていない施設は、認可外保育施設の設置（変更・休止・廃止）届出が必要になる。

〔届出が不要な場合〕
・店舗等で販売の間に顧客の乳幼児の預かり
・親族間の預かり合い
ただし、都道府県の指導監督の対象となります。

施設区分	形態（利用定員等）
保育所 （法39条第1項）	利用定員20人以上
家庭的保育事業 （法第39条の3第9項）	利用定員5人以下 【へき地診療所】 ・公的機関が設置
小規模保育事業 （法第39条の3第10項）	利用定員6人以上19人以下
居宅訪問型保育事業 （法第39条の3第11項）	いわゆるベビーシッター
事業所内保育事業 （法第39条の3第12項）	企業が設置する保育所 〔企業主導型保育事業〕

8

届出	設置届出 (再開含む)	指導監督等	立入調査 (通常・特別・巡回)
	変更届出 (随時)		行政指導 (改善指導・改善勧告・公表)
	休止届出 (随時)		行政処分 (事業停止又は施設閉鎖命令)
	廃止届出		罰則 (罰金、過料)
報告	運営状況報告 (年1回)	その他	研修会 (施設管理者、職員研修向け研修)
	事故報告 (随時)		集団指導 (居宅訪問型保育事業者向け)
	その他報告 (随時)		情報提供 (制度周知) <small>(事業者は利用者向けサービス提供内容を情報提供)</small>
			補助金等 (認可化移行支援等) 9

上記区分はわかりやすくするため指導監督基準と異なる区分けとなっております。

2 立入調査について

立入調査について

- 児童福祉法に基づく、**認可外保育施設に対する指導監督の一環**

立入調査の根拠

(児童福祉法第59条第1項)
都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、(略)第36条から第44条まで(第39条の2を除く。)に規定する業務を目的とする施設であつて(略)認可を受けていないもの(略)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その**事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる**。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

- もって認可外保育施設に入所している**児童の福祉の向上を図ることを目的**とする。

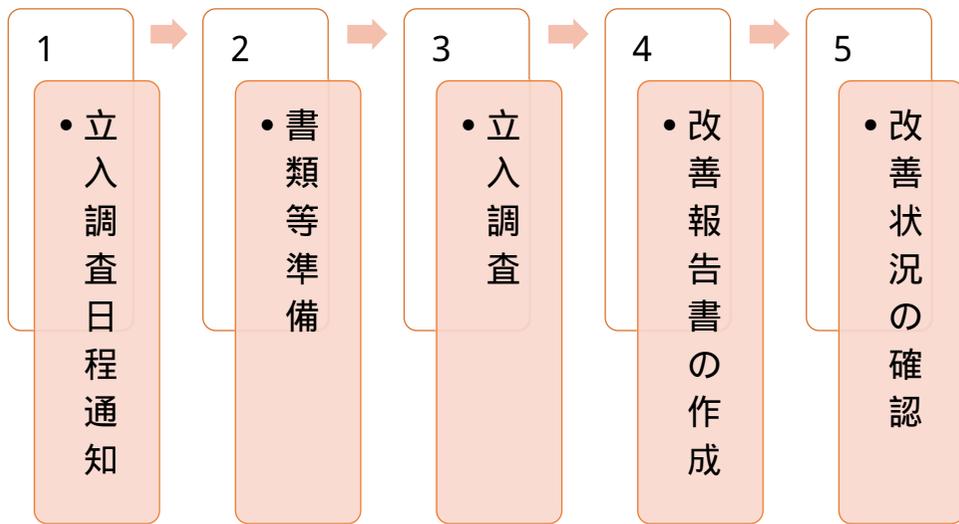
指導監督の種類について

- 立入調査 (通常)
- 巡回訪問
- 特別立入調査
- 運営状況報告 (年1回提出の義務)
- 臨時報告 (事故等が発生した場合)

は、死亡事故等の重大な事故や児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合、又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合に実施します。

なお、及びについては、事前通告なく、実施ができることになっています。

立入調査（通常）の主な流れ



2週間から1月前に通知

立入調査の流れ等

【一口メモ】
立入調査の際、立入調査員は「証券」を携帯しています。

書類担当、設備担当の二手に分かれ、調査を実施

施設の職員に聞き取りをしながら、各種必要な書類は適切に保管・管理されているか、設備に不備はないか、保育士が適切に配置されているか、子どもたちへの接し方などを実際に目で見てチェック

書類担当は、事前に準備して頂いた関係書類を確認
設備担当は、保育室、調理室、トイレ、園庭など子どもが関わる全ての設備を確認
必要に応じて面積を実測

(注) 施設内レイアウト変更等を行った場合、保育室面積が増減している可能性
在籍児童に見合う基準面積が確保されているか、実測し、要確認
面積の変更があった場合、1ヶ月以内に変更届を提出

➤ 認可外保育施設が正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、忌避した場合など、罰則規定（30万円以下の罰金）があります。また、忌避等した場合、公表することがあります。

令和6年度立入調査結果（施設型）

立入調査の指摘状況（指摘件数毎）



主な指摘事項

【一口メモ】

・令和6年度に立入調査を実施した施設は234施設（那覇市・宮古島市除く）
・指摘0の事業所は約7割。
・10件を超える指摘がある事業所がある
・指摘事項の最も多い項目は、安全確保で、次に、乳幼児帳簿、有資格者数、児童検診、避難訓練などが続く。

項目	指摘施設	項目	指摘施設	項目	指摘施設
安全確保	47施設	保育姿勢	10施設	月極乳幼児数	5施設
乳幼児帳簿	29施設	発育チェック	10施設	保育施設面積	5施設
有資格者数	22施設	食事内容	8施設	2階以上	3施設
児童検診	16施設	書面交付	7施設	耐火、避難設備	3施設
避難訓練	14施設	契約内容等説明	7施設	保育内容	3施設
職員の健康診断	13施設	保育従事者数	6施設	感染症	3施設
消防計画	10施設	一人時間帯	6施設	サービス掲示	3施設

立入調査結果（施設型）つづき

主な指摘事項の内容

項目	指摘件数	指摘の内容
安全確保	47施設	・安全計画の策定（マニュアル）が不十分 ・施設の安全対策（転倒・落下防止）が不十分
乳幼児帳簿	29施設	・契約書、入所時健康診断、年2回の健康診断、発育記録が保管されていない
有資格者数	22施設	・資格保有者の不足
児童検診	16施設	・年2回の健康診断が確認できない
避難訓練	14施設	・避難訓練（月1回）、災害等訓練（年1回以上）が確認できない
職員の健康診断	13施設	・職員の健康診断結果が確認できない
消防計画	10施設	・消防計画が確認できない
保育姿勢	10施設	・園外研修が確認できない
発育チェック	10施設	・発育記録が保管されていない

令和6年度立入調査結果（居宅訪問型）

立入調査の指摘状況（指摘件数毎）



主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘の内容
安全確保	15件	・救命処置実技講習の未受講 ・安全計画の策定（マニュアル）が不十分
職員の健康診断	6件	・職員の健康診断結果が確認できない ・調理するもの検便が確認できない
サービス提示	5件	・サービス内容提示が確認できない ・提示内容が不十分
保育姿勢	3件	・園外研修が確認できない ・保育にあたっての基本姿勢に関するマニュアルの未作成

【一口メモ】

- ・令和6年度に立入調査を実施した居宅訪問型事業所は41施設（那覇市・宮古島市除く）
- ・指摘0の事業所は約半数で、多数の指摘を受けている事業所あり
- ・指摘事項の最も多い項目は、安全確保、次点で職員の健康診断、サービス提示

17

安全確保

（指導監督基準 第7（8））

- ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を実施すること。
- イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。
- ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- エ～ケ（略）

● 「安全計画」の具体的なイメージ

安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む認可外保育施設での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を定めること。

18

立入調査で確認する主な内容（安全計画関連）

- 当該年度の計画が策定されているか。
- 安全計画に基づく取組が実施されているか。

保育安全計画例

◎安全点検

（1）施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	重点点検箇所
月	施設内の設備等（備品、遊具、防火設備、避難経路等）や、散歩コース・公園など定期的に利用する場所について、 定期的な点検が実施されているか。
月	点検結果は、 チェックリストなどに記録して、対応が必要な箇所がある場合には、改善を図ることが重要

（2）マニュアルの策定・共有

分野	策定時期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル			
<input type="checkbox"/> 午睡			
<input type="checkbox"/> 食事			
<input type="checkbox"/> プール・水遊び			
<input type="checkbox"/> 園外活動			
<input type="checkbox"/> バス送迎（※実施している場合のみ）			
<input type="checkbox"/> 降雪（※必要に応じて策定）			
災害時マニュアル			
119番対応時マニュアル			
救急対応時マニュアル			
不審者対応時マニュアル			

- 児童の動きを常に把握するための役割分担を構築。**特に、重大事故が発生しやすい場面（午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎）での職員が気を付けるべき点、役割分担を明確にすること。**
- 緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事（119番通報））を想定した役割分担を整理すること。
- 児童の安全確保について、**マニュアルにより可視化して、全職員と共有**を図ること。

19

<参考例8-1>

施設内設備のチェックリスト

「上尾市立保育所危機対応要領 資料編（上尾市作成）」P12～13

○施設内設備（環境上の点検事項）

所長	リスクマネージャー	担当

きちんと閉鎖する。 ストッパーがついている。 鍵がきちんとかかる。 子どもが一人で開けられないようになっている。 外部から不審者が入れないように工夫してある。		
きちんと閉鎖する。 障害物がない。 消込め防止の器具がついている。 鍵がきちんとかかる。 延長保育時の保護者の出入りの工夫をするなど、不審者対策を行っている。 保育室・職員室が整理整頓されている。 ロッカー・棚及び上においてあるものが固定されている・角が危なくない。 くぎが出ていたり、壁・床等破損しているところがない。 画面でとめてある所にセロハンテープがついている。 子どもが触れる位置にある電気プラグは防止蓋をしている。 壁・床が破損したり滑ったりしない。 水をためたり、排水がスムーズに流れる。 プール内外がきちんと清掃されている。 プール内外に危険なものや不要なものが置かれていない。		
破損部分がない。 すべり止めがついている。 手すりやきちんとついている。 妨げになるものが置かれていない。 死角になるところがない。 2階の壁がきちんと設置されている。 危険なものが落ちていない（標竿の飛散・犬猫のふん他）。 木の判定がされている。 砂場が清潔に保たれている。 壁・外壁・固定遊具などの破損がない。 死角になるところがない。 面上がりの遊具はきちんとしてされている。		

<参考例8-2>

遊具のチェックリスト

「上尾市立保育所危機対応要領 資料編（上尾市作成）」P14～15

○固定遊具（環境上の点検事項）

所長	リスクマネージャー	担当

すべり台	さびや金属劣化で手すり等がグラグラしていない。 基礎部分にくらつきがない。	
鉄棒	さびや金属劣化等で本体部分にくらつきがない。 基礎部分にくらつきがない。	
のぼり棒	さびや金属劣化で本体部分に傷んでいる箇所はない。 上り棒が本体部分からはずれやすくなっていない。	
ジャンブルジム	さびや金属劣化で本体部分に傷んでいる箇所はない。 下が重い場合、クッションになる物を設置している。	
うんてい	さびや金属劣化で本体部分に傷んでいる箇所はない。 犬や猫の糞対策等衛生面の具体的な配慮がある。	
砂場	砂場に石・ガラス片・釘等の尖った物などが混ざっていないようにチェックしている。	

20

○チェックリスト（0歳児）

所長	リスクマネージャー	担当

1	子どもの周囲に鋭い家具、玩具、箱などがなく必ず確認し、危険な物はすぐに片付けている。
2	ベビーベッドの棚とマットレス、敷き布団の間に隙間のないことを確認している。
3	ドアのちょうつがい、子どもの指が入らないよう安全を確認している。
4	子どもの周りに、角やふちの鋭いものはないようにしている。
5	床に指痕、凹みがないか確認している。
6	口の中に入ってしまう小さなおもちゃを手の届くところに置かない。
7	ビニール袋、紙、紐、ゴム風船は、子どもの手の届かない所にしまっている。
8	園庭の玩具に指痕や不具合がないか確認し、危険な物は片付けている。
9	子どもが入っている時は、ベビーベッドの棚を必ず上げる。棚には物を置かない。
10	寝ている子どもの上に、物が落ちてこないよう安全を確認している。
11	敷居や段差のないところを歩くときは、つまずかないようにする。
12	子どもが、暖房器具のそばに行かないように気を付けている。
13	沐浴やシャワー中の子どものそばから離れないようにしている。事前に温度確認をしている。
14	ミルクを飲ませた後は、ゲップをさせてから寝かせる。
15	ふだれかけを外してから、子どもを寝かせている。
16	子どもを寝かせるときには仰向けに寝かせ、常にそばについて子どもの状態を観察している。
17	換気および室温などに注意し測定している。
18	子どもの足にあってはいる靴か、身体にあったサイズの衣類か、ボタン、装飾品などに入りやすいものがあるかどうか確認している。
19	オムツの取替えなどで、子どもを寝かせたままにしてそばを離れることはない。
20	子どもを抱いているとき、自分の足元に注意している。
21	子どもを抱いているとき、あわてて階段を下りることはない。
22	いすに座っていて急に立ち上がったたり、倒れることがないように注意している。
23	つかまり立ちをしたり、つたい歩きをし始め不安定なとき、そばについて注意をしている。
24	口に物をくわえて歩かないようにしている。
25	子どもは保育士を後追いをするがあるので、保育者の近くに子どもがいないか注意している。
26	ハゲツツや子供プールに、水をためて放置することはない。

27	遊びの中で、転倒することがあるので、周囲の玩具などに注意している。
28	砂を口に入れたり、添って砂が目に入ってしまうことがないように気を付けている。
29	午睡時チェックを15分ごとに行っている。
30	連絡ノートで家庭での健康上の様子を知り、視診をしかりして、健康チェックをしている。
31	感染防止のため手洗いを充分に行っている。
32	食事時酒飲のないようゆっくり対応している。
33	人数確認のチェック
34	園で使用するベビー用品は、子どもの年齢や使用目的にあったものを選び、取り扱い説明書をよく読んでいる。
35	子どもが直接触れて火傷をする様な暖房器具は使用しない。暖房器具のそばに行かないように気を付けている。
36	敷き布団は、固めのものを使用している。
37	室内を清潔に保ち衛生面に気を付けている。

Point 窒息リスクの除去の方法

- ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
 - ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
 - ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
 - ・ 口中に異物がないか確認する。
 - ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
 - ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。
- ※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

Point 人的エラーを減らす方法の例

- ・ 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- ・ 食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にする。
- ・ 材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもの食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。
- ・ 除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- ・ 食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。

Point プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等

Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- ・ 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- ・ 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事の提供中に驚かせない。
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

安全計画の策定、児童の所在確認等を規定

(3) 緊急時の対応体制の確認

緊急時の対応体制として、以下のような準備をしておくことが望ましい。

① 緊急時の役割分担を決め、掲示する。

- 事故発生時に他の職員に指示を出す役割について、施設長・事業所長、副施設長・副事業所長、主任保育士など、順位を付け明確にするとともに、事故発生時の役割ごとに分担と担当する順番・順位を決め、事務室の見やすい場所に掲示する。

- 緊急時の役割分担の主なものは、以下が考えられる。

Point 緊急時の役割分担の例

- ・ 心肺蘇生、応急処置を行う。
- ・ 救急車を呼ぶ。
- ・ 病院に同行する。
- ・ 事故直後、事故に遭った子どもの保護者、地方自治体関係部署に連絡する。
- ・ 事故当日、事故に遭った子ども以外の子どもも教育・保育を行う。
- ・ 事故直後、交代で事故の記録を書く職員に指示する。
- ・ 施設・事業所全体の状況を把握しつつ、病院に同行している職員など、それぞれの役割の職員間の連絡をとる。
- ・ 事故当日、必要に応じて、事故に遭った子ども以外の子どもも保護者に事故の概要について説明をする。
- ・ 翌日以降の教育・保育の実施体制の確認を行う。

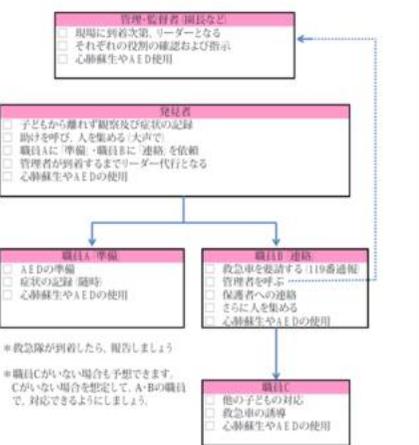
② 日常に準備しておくこと

（受診医療機関のリスト、救急車の呼び方、受診時の持ち物、通報先の順番・連絡先等を示した図等）について

- 施設・事業者は、各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（地方自治体、警察等）の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前に整理しておく。

- 119番通報のポイントと伝えるべきことを施設・事業者で作成し、事務室の見やすい場所に掲示、園外活動等の際使用するかばんに携帯、プールでの活動中に見やすい場所等に掲示する。

8. 緊急時の役割分担

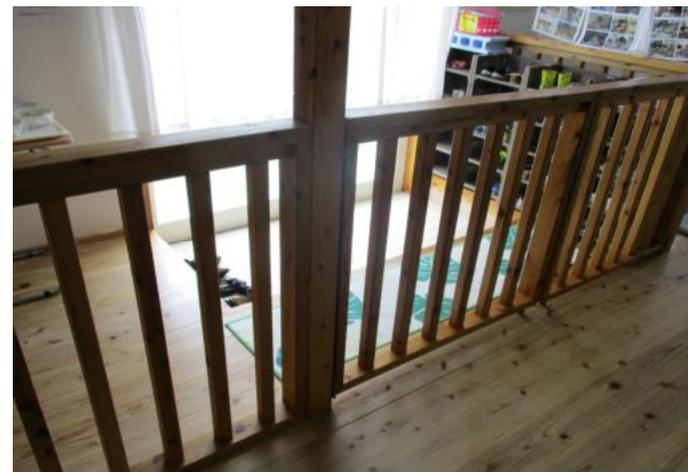


* 各々の役割分担を確認し、

年2～3回は訓練しましょう！！

安全確保、安全対策（事例）

➤ 玄関口の柵



- ・ 玄関口の囲障
- ・ 園児の飛び出し防止等のため、柵を設置

➤ 窓の柵の設置



- 2階に設置された窓
- 園児が窓を開け、落下する危険性がある



- 転落防止柵を設置
- 園児の頭が入らない程の幅の柵を設置

25

➤ 消火器の固定



- 柵の上に消火器を設置（未固定）
- 揺れ、衝撃の際、落下し事故に繋がる危険性がある



- 専用の設置箱を設置
- 消火器の使用を妨げず、固定されている

26

➤ 保育材料等の落下防止対策



- 地震時に本などが落下しないよう、安全対策を実施
- ベルトタイプで中央が取り外しできるよう工夫



- 地震時など本などが落下しないよう、安全対策を実施
- 滑り落ちないように、立ち上げを設置

27

➤ 危険物への囲障



- 園庭の室外機に囲障を設置
- 園児の侵入が困難であり、園庭利用時の安全性に配慮がされている

28

➤ 設置物の転倒防止等



- 空気清浄機の転倒や、電源プラグへの接触等による事故を防止するため、囲いを設置
- 転倒防止については、ベルト等による固定も考えられるが、賃貸等の理由により壁面へ穴を開けることに支障がある場合の工夫事例

29

乳幼児帳簿（在籍乳幼児に関する書類等の整備）

（指導監督基準 第9（2））

「在籍乳幼児に関する帳簿等の整備」

- 在籍乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。

30

乳幼児帳簿に関する指摘

（例）入所時健診の実施が確認できなかった

アレルギー指示書

定期健診

入所前健診

家庭調査票

契約書

入所申込

うさぎ組

県庁 太郎

▶ 指導監督基準「乳幼児の健康診断」にて指摘

▶ 指導監督基準「在籍乳幼児に関する帳簿等の整備」にて指摘

31

乳幼児帳簿に関する指摘（主な内容）

児童の健康診断（入所時、年2回）の実施	27件
発育チェック	8件
契約書関連	8件
	等

32

乳幼児ごとの書類管理（ご参考）



▶立入調査の結果、乳幼児の帳簿で指摘がない又は少ない施設は、書類を乳幼児毎に管理している傾向

▶日頃の書類確認、入所時・退所時の管理がしやすい

33

有資格者数（保育に従事する者の数及び資格）

（指導監督基準 第1（1））

（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）

• 保育に従事する者のおおむね3分の1以上は、保育士又は看護師（准看護師含む）の資格を有するものであること。

（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

• 保育に従事する者のうち1人は、保育士、看護師または家庭的保育研修修了者であること。

（ベビーシッター）

• 保育士、看護師または都道府県知事若しくは指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

34

（参考）沖縄県 外国人乳幼児が多い認可外保育施設の特例

現状・課題

- ▶ 北谷町には、嘉手納飛行場、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧及び陸軍貯油施設の4つの米軍関係施設があるため、多くの外国人が居住し、外国人乳幼児も多い地域となっている。
- ▶ 外国人乳幼児が多い認可外保育施設では、主な使用言語が外国語であるため、外国語を話せる人を雇う必要がある。
- ▶ 日本の保育士資格を保有し、かつ、外国語が話せる人を雇うことは難しい。

事業概要

指導監督基準上、認可外保育施設において保育に従事する者の3分の1以上は日本の保育士等の資格を保有していなければならないが、外国人乳幼児が多い認可外保育施設では基準を満たすことが難しい状況である。
そのため、沖縄県北谷町内の外国人乳幼児が多い認可外保育施設については、日本の保育士等の資格保有者の割合が3分の1未満であっても、外国の保育資格を有する者を配置するなど一定の要件を満たした場合、指導監督基準上の保育従事者の数及び資格の要件に適合したものとみなす。

効果

保育施設は、乳幼児と同じ言語を話せる保育従事者を積極的に採用することができ、保育従事者と乳幼児の間で、円滑にコミュニケーションをとりながら保育することができる。
また、指導監督基準を満たすことで令和6年10月以降も無償化対象施設となる。



35

児童健診（乳幼児の健康診断）

（指導監督基準 第7（3））

乳幼児の健康診断

• 乳幼児の健康状態の確認のため、入所児の健康診断はなるべく入所決定前に実施し、未実施の場合は入所後直ちに行っているか。

• 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施）

• 入所後の児童の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。等

36

児童健診（乳幼児の健康診断）

➤学校保健法の規定に準じた児童健診

➤入所時の健診

- ・原則、入所決定前に実施、未実施の場合は入所後直ちに実施。
- ・保護者が健診結果を提出した場合は実施したとみなされる。
- ・入所前の健診結果は3ヶ月以内のものであること。

入所日から遡って3ヶ月以内に受診した記録のある母子健康手帳（写し）の提出も可

➤年2回（概ね6ヶ月に一度）の健診

- ・施設の集団健診を受けられなかった児童は、別日の実施、保護者が実施しその写しの提供を受けるなどし、年2回の健診を実施すること。

➤健診結果の保管

37

避難訓練

（指導監督基準 第3（1））

避難訓練の実施

- 年間計画をたて、訓練が毎月定期的に行われているか。

訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。

- 火災（避難消火等） 毎月
- 地震、水害、不審者対応 各年1回以上

38

職員の健康診断

（指導監督基準 第7（4））

職員の健康診断

- 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。
- 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施すること。

（注）調理の工程を要するおやつを用意する職員も含む

39

職員の健康診断

労働安全衛生法に基づく
健康診断を実施しましょう
～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）
- 7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）
- 8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
- 9 血糖検査
- 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査

- 労働安全衛生規則上、11の健診項目が規定
- 立入調査において、採用時及び年1回の受診状況を確認

40

保育室の面積

(指導監督基準 第2(1))

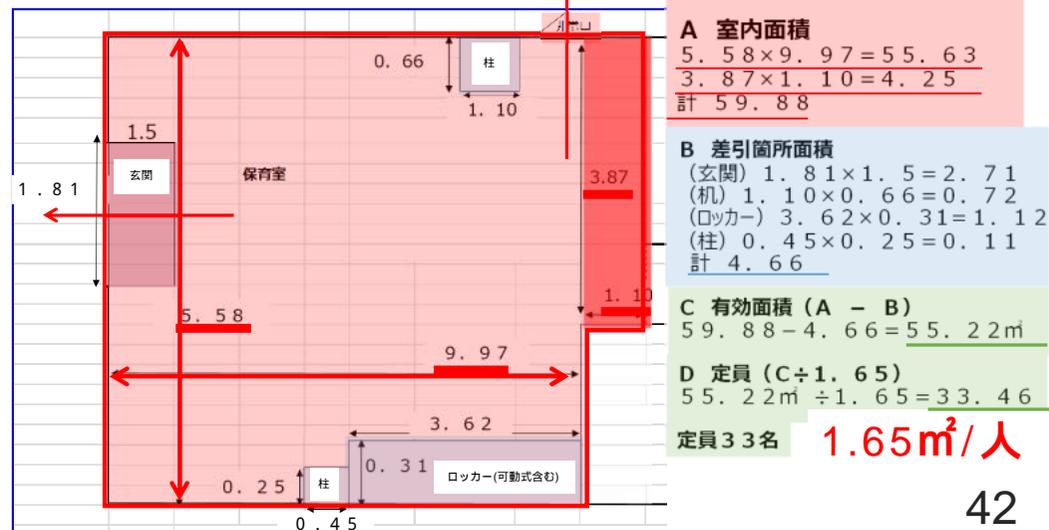
保育室の面積

- 月極契約児童数についての **1人当たりの面積** (おおむね **1.65㎡**) が不足していないか。
- 総児童数についての **1人当たりの面積** (おおむね **1.65㎡**) が不足していないか。

41

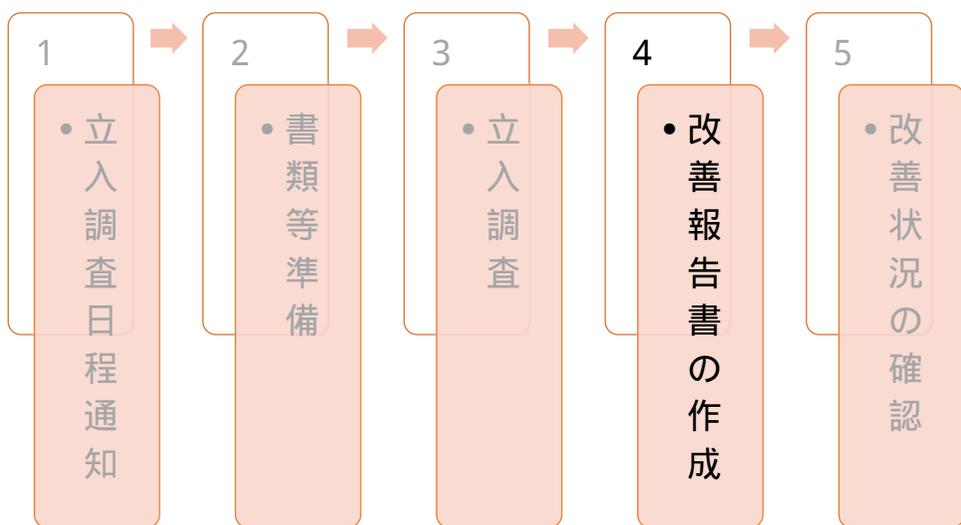
保育室の面積の算出例

- 乳幼児1人あたり1.65㎡
- 実際に乳幼児が使用できる面積
- 棚(棚同様に使用している可動式ロッカー含む)、柱等除く



42

立入調査(通常)の主な流れ



改善指摘から
1か月以内に作
成・報告

43

改善報告書の作成・提出

- 指摘事項に対し、各施設が改善状況を報告する書類
- 立入調査後、
 - 指摘事項が記載された改善報告書を県から施設へ郵送
- 施設は概ね **1ヶ月内** に改善報告書を作成、報告
- 提出期限が守られていない場合
 - 新すこやか保育事業(給食費、健康診断費、検便費、保険料の補助事業等)、認可外保育施設研修事業(30万円の保育材料費補助事業)等が対象外
- 基準の遵守の状況が確認できない場合、証明書の交付を受けている施設は証明書の返還

44

改善状況記載の留意点

- 指摘された事項に対して「改善した結果」を報告
- 「改善した結果」については、明瞭かつ具体的に記載し、改善結果が分かる資料（現場写真や書類等）を添付
- 改善に期間を要する事項で、提出期限までに改善できないものについては、「具体的な期限」を示した上で「改善計画」を記載

45

実際の改善報告例

- 基準
(4) 職員の健康診断、a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。
- 指導事項
立入調査時、年1回の健康診断(1名分)が確認出来ませんでした。また、1名のX線検査の確認が出来ませんでした。
職員の健康診断を採用時及び年1回実施すること。
結果を園で保管すること。
- 改善の状況
「健康診断を実施しました。診断書の写しを添付します。」

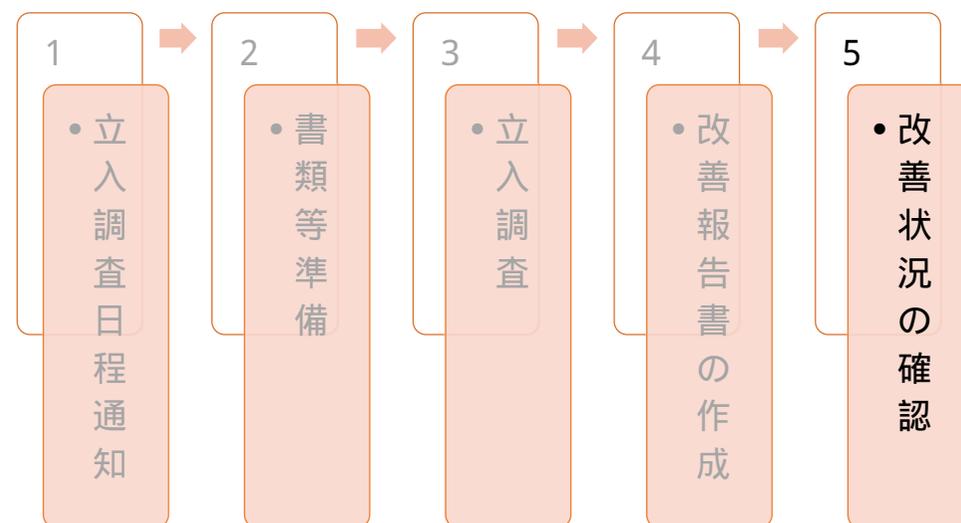
46

実際の改善報告例

- 基準
(8)安全確保 a 乳幼児の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- 指導事項
下記は、乳幼児に危険がないよう安全対策又は、転倒・落下防止等の対策を行うこと。
 - 玄関の脚立の片付け
 - 保育室の棚の転倒防止対策
- 改善の状況
玄関の脚立撤去(写真4)
保育室の棚に転倒防止用の固定器具を設置(写真6)

47

立入調査(通常)の主な流れ

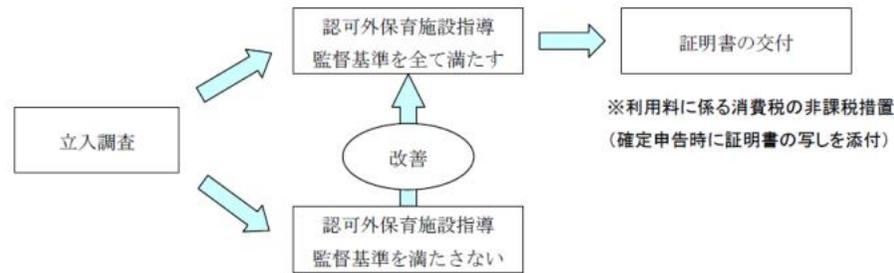


48

指導監督基準を全て満たしている場合

➤ 基準を満たしている旨の証明書を発行
証明書は施設内に掲示

➤ 保育利用料に係る消費税の非課税措置



チェックシートの活用

日頃から自園の状況を
チェックしましょう。

立入調査「事前確認」チェックシート(その1)

項目	確認事項	チェック欄	
		適	否
1 保育従事者	在籍児数に対し必要な人数が配置されているか。		
	総乳幼児数に対し必要な人数が配置されているか。(一時預かり・幼稚園児午後預かり・学童含む)		
	開所時間において、常時、保育従事者が複数(2名以上)配置されているか。		
2 有資格者	保育に従事する有資格者の数(保育に従事する者の3分の1以上)が確保されているか。		
	総乳幼児数に対し必要な有資格者の数が確保されているか。		
3 保育士の名称	開所時間において、常時必要な有資格者が確保されているか。		
	保育士でないものを保育士、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 サービス掲示・資格証の確認		

沖縄県 Okinawa Prefecture

観光 移住 防災ポータル

チェックシートの活用

現在の位置: トップページ > 子育て・福祉・教育 > 子育て > 事業者向け情報(子育て) > 認可外保育施設 > 認可外保育施設について

認可外保育施設について

ページ番号1008168 更新日 2024年4月17日

印刷 大きな文字で印刷

認可外保育施設の概要

- 認可外保育施設を設置した場合は、届出が必要です。認可外保育施設の届出制度に関する概要
- 認可外保育施設指導監督基準 子ども家庭庁成育局長通知等
- 認可外保育施設研修会資料
- 立入調査「事前確認」チェックシート【書類】【設備】 (zip 34.0KB) Ⓞ**

認可外保育施設情報

注縄県内の認可外保育施設に関する情報

チェックシート
保存場所

日頃から自園の状況を
チェックしましょう。

立入調査終了後の指導監督基準の遵守

➤ 立入調査終了後も、改善状況の確認、関係者からの苦情や相談の連絡、従事者不足が疑われる場合など、必要に応じ訪問

➤ 立入調査後も、指導監督基準の遵守が必要

3 おしらせ

届出書類の押印省略

「職員配置確認監査（立入）」の実施
 県独自補助事業の周知
 外国人乳幼児の健康診断実施医療機関
 事故報告
 給食費実費徴収の徹底
 認可外保育施設における無償化要件

53

届出書類の押印省略

県に提出する設置届出等について、事業者の押印は不要になりました。
 また、県が送付する文書も、原則、公印の押印を省略します。
 (例) 立入調査通知書など

指導監督要綱の一部改正 (R7.2.29)

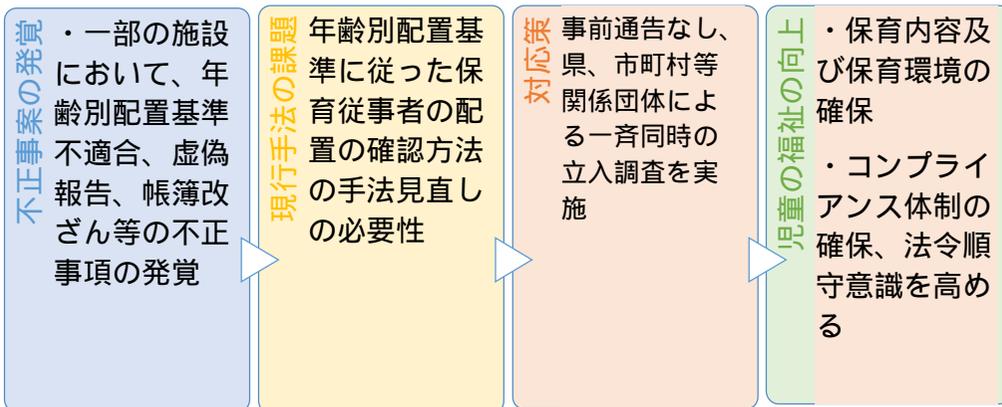
設置・変更・休止・廃止等の届出書類の押印省略 (不要)

提出方法の柔軟化 (メールでの提出や電子申請 (運営状況報告など) での受付の拡充)

54

「職員配置確認監査（立入）」の実施

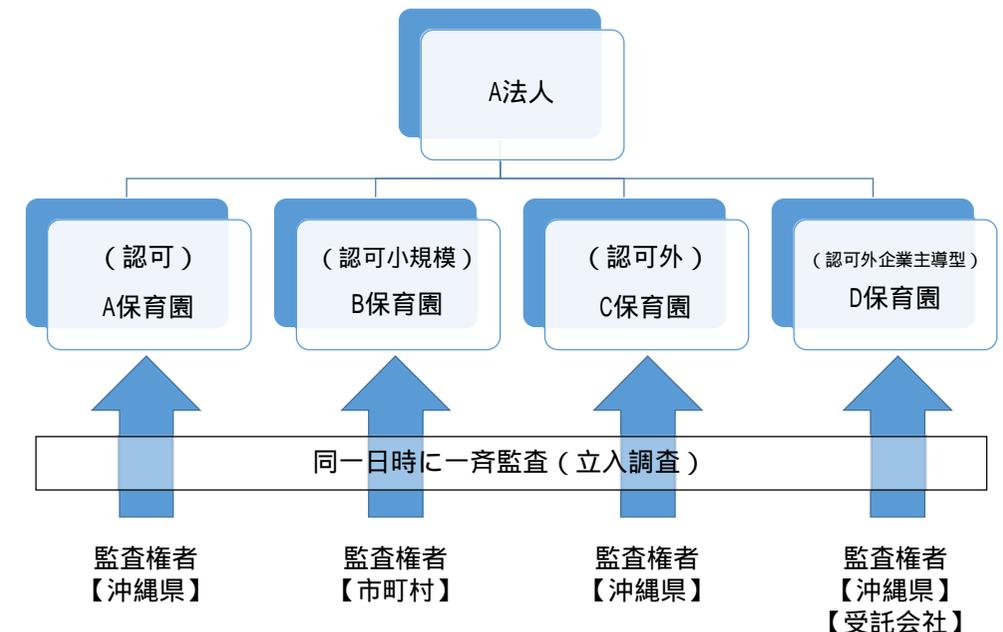
同一法人で監査権限の異なる複数の保育所等を広域に運営している施設に対して、「事前通告なし」による同一日時に一斉に「職員配置確認監査（立入）」を実施します。



ご理解とご協力をお願いします。

55

「職員配置確認監査（立入）」のイメージ



56

認可外保育施設保育サービス向上事業（沖縄県独自補助メニュー）

【補助金メニュー】	入所児童の処遇向上	認可外保育施設 の質の向上	認可化移行支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・新すこやか保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導監督基準達成、継続支援事業 ・認可外保育施設研修事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費支援事業 ・施設改善費支援事業

【補助金の目的】

認可外保育施設入所児童の処遇向上及び保育の質の向上を図る。
認可外保育施設に対して適正な保育環境の整備を支援することにより、指導監督基準（国）の達成、利用児童の安全確保を図る。
認可外保育施設が認可化移行（認可保育所、幼保連携認定こども園、小規模保育事業）を支援することにより、保育の提供体制の整備及び入所児童の処遇向上を図る。



認可外保育施設保育サービス向上事業の補助概要

【新すこやか保育事業】

補助内容	基準額
入所児童の健康診断費の助成	内科検診：児童一人あたり1,000円×実施回数（年2回まで） 歯科検診：児童一人あたり750円（年1回まで）
入所児童の給食費	児童一人当たり単価*×実施日数（月24日以内）×係数 *単価 0歳児（下限57円～上限99円）、1歳児以上（下限177円～上限262円）（実支出額が児童一人当たり57円を下回る場合は支給しない。） 住民税非課税世帯等減免額
調理員の検便費	調理員一人当たり1,500円×実施回数
入所児童の賠償責任保険料	児童一人当たり300円
障がい児保育加配に係る人件費	児童一人当たり66,500円×月数

58

認可外保育施設保育サービス向上事業の補助概要

【認可外保育施設研修事業】

補助内容	基準額	事例
保育用具等購入費・施設修繕費助成 ・保育材料等環境整備（修繕を含む）に要する経費	・1施設130,000円 ただし、安全確保経費を含む場合は300,000円	<保育材料費> ・掃除機、幼児用教材、運動用具、画用紙、幼児用トレーニング便座、散歩用カート、プリンター、電子レンジなど <安全確保経費> ・家具転倒防止器具、手すり・ロッカー修繕、エアコン交換、脱走防止柵、AED

【指導監督基準達成・継続支援事業】

補助内容	基準額	事例
施設改修費等助成 ・指導監督基準に基づく適正な保育環境を確保するために必要な施設改修や、移転に要する経費	1施設3,000,000円	・園庭フェンス取替工事、火災受信機取替工事、園庭の整地・排水工事など

認可外保育施設保育サービス向上事業の補助概要

【認可化移行支援事業】

補助内容	基準額
運営費助成 ・認可保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業に移行するまでの認可外保育施設の運営に要する経費	所定単価児童一人当たり〇円 所定単価は児童年齢と保育資格者数によって異なる。
施設改善費助成（認可保育所等） ・認可保育所又は幼保連携型認定こども園に移行するために必要な施設改善に要する経費	50,000,000円 保育所等開設準備費（事業開始年度の保育所運営費負担金における3歳児の保育単価月額額の2分の1の金額×開設保育所等定員数（保育が必要な児童の定員数のみ） ただし、別の補助金等により補助対象となる費用を除く
施設改善費助成（小規模保育事業） ・小規模保育事業に移行するために必要な施設改善に要する経費	1施設当たり27,000,000円

補助事業により取得した財産管理の徹底について

どうしても処分が必要な場合は、事前にご相談ください。



「補助事業等により取得又は効用を増加させた不動産、設備その他の財産（取得価格および効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）を補助金等の目的に反して「使用」、「譲り渡し」、「貸付」等（以下「処分」という）してはならない。」とされています。
 <適正化法第22条、適正化法施行令第13条、交付要綱第20条>

やむを得ない理由により処分する必要がある場合は、事前に各省庁の長の承認を受ける必要があります。
 <適正化法第22条、適正化法施行令第13条、交付要綱第20条>

ただし、「財産処分制限期間」を超過している場合は、財産処分の承認を受ける必要はありません。
 <適正化法第14条第1項第2項>

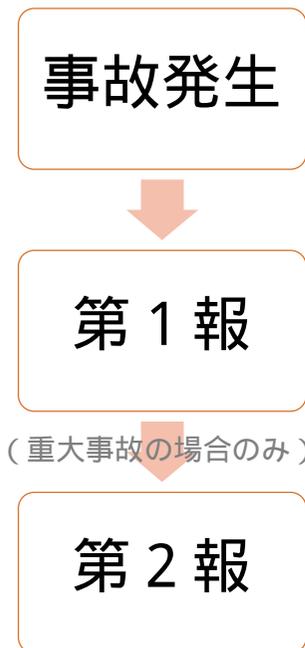
外国人乳幼児の健康診断実施機関

県では、県医師会と連携し、外国人乳幼児の健康診断実施医療機関一覧（調査時点：令和7年2月時点）を取りまとめましたので、参考にしてください。

	市町村	医療機関名	住所	TEL	FAX
1	名護市	儀保小児科内科医院	名護市大西2-4-32	0980-53-4833	0980-54-3011
2	名護市	名護療育医療センター附属育ちのクリニック	名護市大東2-23-30	0980-53-3366	0980-53-3386
3	沖縄市	あさとこどもクリニック	沖縄市古謝2-19-6	098-921-2121	098-921-2210
4	沖縄市	愛聖クリニック	沖縄市高原5-15-11	098-939-5114	098-939-0156
5	沖縄市	じねんこどもクリニック	沖縄市山里1-1-2 パーティ山里301	098-989-5601	098-989-5602
6	読谷村	読谷村診療所	読谷村字都屋167	098-956-1151	098-956-9560

ご利用にあたっては、医療機関へ事前相談するなど適宜ご対応をお願いします。

事故報告について



・初期対応

- 【一口メモ】
- ・市町村経由で報告
 - ・様式は県HPに掲載

第1報

・当日又は翌日までに報告
 ・軽度な事故除く（軽微な打撲、擦り傷等）

（重大事故の場合のみ）

第2報

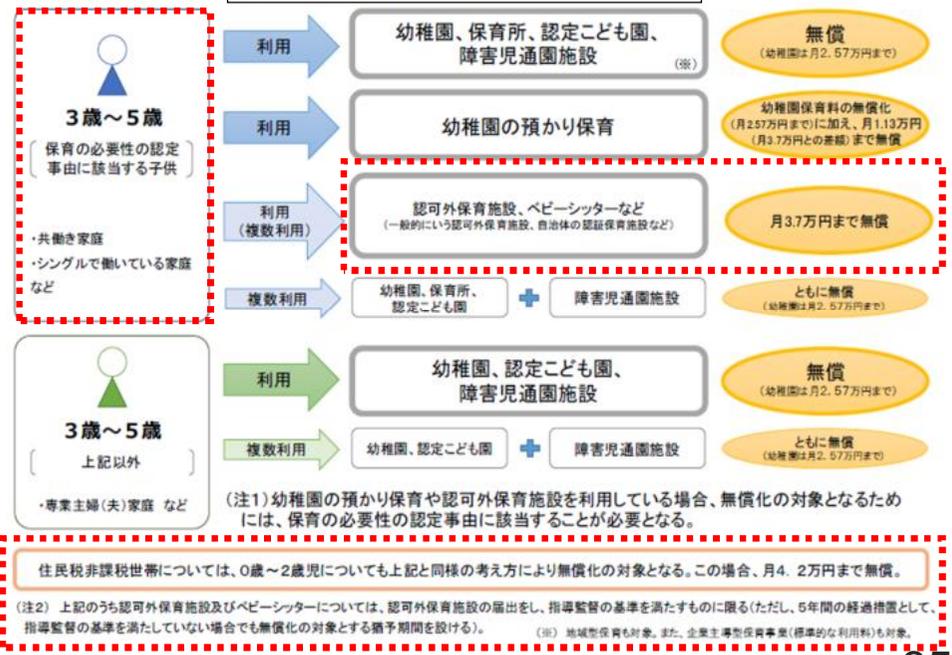
・1か月以内に報告
 ・重大な事故とは、死亡事故や治療が30日以上要する負傷等

給食費実費徴収の徹底について

【保護者負担額のイメージ（保育料30,000円の場合）】



幼児教育・保育の無償化



認可外保育施設における無償化の要件

設置届が出されていること
 指導監督基準を全て満たし、その旨の証明書^①の交付を受けていること(ただし、5年間の経過措置あり)



令和6年10月以降は、指導監督基準を満たす施設に限られ、指導監督基準を満たさない施設は、無償化の対象外となります。

保育施設の運営は、子どもの命を預かる大変責任の重い仕事です。

本日説明した指導監督基準は、安全確保等の観点から定められたものであり、施設の責任において遵守する必要があります。

施設の皆様におかれましては、基準の遵守にとどまらず、常に運営状況の見直しや正しい情報の収集に努め、保育環境の改善を図って頂くようお願いいたします

おしまい

5月は「春のこどもまんなか月間」です!



春の
こどもまんなか
月間



【沖縄県】認可外保育
 支援課HP
 認可外保育施設関係



【こども家庭庁】
 認可外保育施設関係